

～台風15号及び19号被害にあった皆さんへ是非お伝えしたいこと

台風15号・19号被害110番（臨時無料電話相談）実施中！

台風15号及び19号災害により、お困りのこと（家のこと、お金のこと、保険のこと、色々な支援のこと等々）がありましたら、何でも弁護士にご相談ください。法律に関することがどうか分からないという方もご相談ください。電話に弁護士が出て対応します。**無料相談**です（通話料金のご利用される方のご負担になります。）。
受付時間中は弁護士が直ちに相談に応じますが、時間外は電話に出ることができません。また、弁護士会の都合で実施しない日や時間があります。実施日や実施期間については、千葉県弁護士会のホームページで確認してください。ご不便をおかけする点は何卒ご容赦頂くようお願い致します。

平日限定 午前10時30分～12時30分、午後3時30分～5時30分

専用回線番号：043-222-2260

混みあっている場合には、申し訳ありませんが、時間を改めて掛けなおしてください。

相談が多いテーマ特集

Q1 私の家の敷地にAさんの山林から木が倒れてきました。倒れた木をAさんに撤去するように求めても良いでしょうか。また、Aさんが応じてくれない場合、倒木を勝手に切って処分しても良いでしょうか。

A1 倒木が土地の利用を妨害する状況になっている場合、倒木の所有者であるAさんに対し、Aさんの費用で倒木の撤去を求めることができるのが原則です。Aさんに応じてもらえるように、ぜひ話し合いで解決を図ってください。なお、Aさんに断りなく勝手に撤去すると、逆にAさんの権利を侵害する可能性があるため、Aさんの了解を得るように努めてください。

Q2 家のトタン屋根が飛んでBさんの車に傷をつけたようです。私は、Bさんに修理費を支払わなければならないでしょうか。

A2 今回の台風は過去にないほど強い台風であったことから、トタン屋根を適切に維持、管理していたのであれば、Bさんに修理費を支払う必要はないと考えられます。壊れたトタン屋根を長年放置していたといった事情がある場合には、修理費を支払う必要がある場合もあり得ますが、その場合でも、お互いに台風の被害者なので、誠意をもって話し合いで解決を図るよう努めてください。

Q3 家のガラスや車が大きく破損しました。隣のCさんの家の瓦が飛んできたのではないかと思います。確かなことは分かりません。Cさんに修理費を請求して良いでしょうか。

A3 Cさんの家の瓦が原因なのか、確証がない以上、Cさんに修理費を請求することは難しいと思われます。このような場合には、自分の火災保険へ請求したり、自動車保険（車両保険）へ請求することを検討してください。なお、ぜひ役所へ罹災証明書の発行を申請してください。罹災証明書があると様々な支援を受けられる可能性があります。

Q4 台風の影響で借家の一部が壊れました。家主Dさんに修理を求めても良いでしょうか。

A4 借家で生活するために修理が必要で、修理することが可能な場合には、家主Dさんに修理を求めることが可能です。建物の一部が使用できなくなった場合には、賃料の減額を求めてください。建物が大きく壊れている等の理由で修理することが難しいときには、賃貸借契約が終了する場合があります。いずれについても、家主Dさんと良く話し合うようにしてください。

弁護士への相談は「台風15号・19号被害110番」にお電話ください。110番に電話する時間がない方や、弁護士の事務所で相談したい方は、弁護士会の「困りごと相談」にお電話ください。
受付時間：平日午前9時～12時・午後1時～5時
千葉県弁護士会 ☎043-227-8431

悪質な業者に注意！ 台風や大雨など、災害時には、それに便乗した様々な悪質商法が多数発生します。災害に便乗した商法には十分注意してください。



本ニュースは、発行日（令和元年10月1日）時点の状況及び制度を元に作成しています。